

## 戦争する国づくりに反対する決議

日本は今、戦争への道を進むか平和を守るかの岐路に立たされています。

安倍内閣は、2014年7月1日に開催された臨時閣議において、従来の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行いました。

戦後70年近く守り続けてきた「戦争しない国」という流れを、同盟国を守るためには武力行使も辞さない「戦争できる国」に方向転換しました。

集団的自衛権行使を容認することは、日本が他国のために戦争当事国になることを意味します。また、国連憲章上、集団的自衛権は軍隊による武力行使を前提にしており、自衛隊に国際法上の「軍隊」の地位を与えることとなります。

私たちは過去2度の世界大戦を経験しました。世界で人と人々が殺し合い、また銃後の一般市民が無残に殺される近代戦争の悲惨さを目の当たりにしました。集団的自衛権は、過去「武力行使の口実」として用いられてきました。そもそも、2度の世界大戦は、いずれも「自衛のための戦争」として行われていたことを忘れてはなりません。

この閣議決定により、日本の平和主義を破壊する危険な策動が第一歩を踏み出したことは明らかです。

私たちは、政府に対してこの閣議決定に改めて強く抗議するとともに、その即時撤回を求めます。

また、今後予想される、この閣議決定を前提にした違憲の立法やアメリカとの協定締結を阻止するために全力を上げ取り組みます。以上、決議する。

2014年9月14日

全国金融労働組合連合会

第9回定期全国大会